

四万十市農地利用最適化推進委員募集要項

令和6年4月9日に任期満了を迎える農地利用最適化推進委員について、以下のとおり募集します。

- 1 募集人数 8人(各区域1名)
募集については、担当区域毎の募集となります。

	担当区域	定員 (人)
1区	富山・蔵岡	1
2区	大川筋・後川	1
3区	下田・八束	1
4区	中筋・東中筋	1
5区	中村・具同・東山	1
6区	黒尊・奥屋内上下・玖木・口屋内・岩間・中半・茅生	1
7区	橘・津野川・津賀・藪ヶ市・須崎・大宮上中下・下家地・中家地	1
8区	宮地・奈路・館・用井・方の川・西ヶ方・下方・半家・長生・本村・中組・権谷・押谷・藤ノ川	1

- 2 任期 令和6年4月10日から令和9年4月9日まで（3年間）

- 3 身分 四万十市非常勤特別職員

4 職務内容

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する業務（※担当区域における現場活動）
- ・地域計画の策定に向けた推進活動
 - ・担い手への農地利用の集積・集約化
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進
 - ・農地中間管理機構との連携活動
- (2) 農地法等に基づく業務
- ・農業委員会の会議（総会：毎月開催）における担当区域の農地の権利移動や転用に係る意見具申及び意見具申に係る現地調査

5 委員報酬

四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例に基づき、報酬及び費用弁償を支給します。

(1) 基本給

委員	月額 25,000円
----	------------

(2) 能率給

農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で規則で定めた額（活動月数に応じて上限 年額 72,000円）を支給します。

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農業委員会委員と兼職ができない者

7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて郵送または持参により、四万十市農林水産課農地管理係又は四万十市産業建設課産業振興係へ提出してください。

なお、提出いただいた書類につきましては、返却できませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------|-------|
| ア 農業者等の個人が推薦する場合 | 様式第4号 |
| イ 法人又は団体が推薦する場合 | 様式第5号 |
| ウ 自ら応募する方法 | 様式第6号 |

※ 様式第4号～6号につきましては、四万十市農林水産課農地管理係及び四万十市産業建設課産業振興係の窓口に設置しています。また、四万十市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所を明らかにする書類(写しも可)

8 留意事項

農業委員と重複して推薦又は応募することができますが、農業委員と推進委員を兼ねることはできません。

9 受付期間

令和5年8月1日(火)から令和5年9月25日(月)まで(必着)

※持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出して下さい。申込み状況によって、書類の提出期間は延長する場合があります。この場合受付期間終了日以降に四万十市ホームページ等により公表します。

10 選考について

提出された書類をもとに農業委員会による審議を経た後、農業委員会が委嘱します。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先

四万十市農林水産課 農地管理係(農業委員会事務局) TEL0880-34-1521(直通)
〒787-8501 四万十市中村大橋通四丁目10番地(市役所5階)

四万十市産業建設課 産業振興係 TEL0880-52-1113(直通)
〒787-1601 四万十市西土佐江川崎2445-2